

○総務省告示第二百四十五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十一条第一号口の規定に基づき、退職手当支給予定額に係る勤続期間が十年以上の職員の調整額の算定の基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十年四月二十一日

総務大臣 増田 寛也

退職手当支給予定額に係る勤続期間が十年以上の職員の調整額の算定の基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第一号口に規定する総務大臣の定める基準は、次の各号のいずれかの額とする。

一 次に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ次に定める額の合計額とする。ただし、調整月額に乗ずる数値について、当該年度前三箇年度における当該地方公共団体の退職手当における調整月額の支給実績に基づき、必要な補正を行うことができる。

イ 勤続期間が二十五年以上の職員 当該年度の前年度の末日における職員区分の調整月額に五十を乗

じて得た額と、当該職員区分の次に調整月額が少ない職員区分の調整月額に十を乗じて得た額（当該年度の前年度の末日において調整月額が最も少ない職員区分に属する職員にあつては、零）との合算額

ロ 勤続期間が十年以上二十五年未満の職員（当該年度の前年度の末日において職員区分が調整月額が最も少ない職員区分に属する職員を除く。） 当該年度の前年度の末日における職員区分の調整月額に五十を乗じて得た額と、当該職員区分の次に調整月額が少ない職員区分の調整月額に十を乗じて得た額との合算額に二分の一を乗じて得た額

二 規則第十一条第一号イに掲げる額に次に定める算式により算定した数値を乗じて得た額

算式

A/B

算式の符号

A 当該地方公共団体の当該年度の前年度に自己の都合により退職した者に支給した調整額（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）附則第3条に相当する経過措置規

定により調整額を支給されない職員にあつては、当該職員に支給した退職手当の額から当該職員について当該年度の前年度末日における当該団体の条例（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該組合の条例。以下「現条例」という。）の基本額の算定方法に基づき算定される額を控除した額）の合計額

B 当該地方公共団体の当該年度の前年度に自己の都合により退職した者について、現条例の基本額の算定方法に基づいて算定される額の合計額